

危険物取扱者試験 消防設備士試験 予防技術検定

試験・検定のご案内

目次

1. 危険物取扱者試験 1
危険物取扱者とは
危険物取扱者試験について
資格を活かせる主な業種
資格取得までのプロセス
2. 消防設備士試験 3
消防設備士とは
消防設備士試験について
資格を活かせる主な業種と具体的な職務内容
資格取得までのプロセス
3. 危険物取扱者・消防設備士免状の交付等 5
免状の交付・書換え・再交付の種類
免状の交付・書換え・再交付の申請方法
4. 予防技術検定 7
予防技術検定とは
予防技術資格者とは
受検資格と予防業務の従事経験
検定実施内容
5. 消防試験研究センターの概要 8

試験日程、試験の実施場所等については、当センターのホームページをご覧ください。
くか、各支部にお問い合わせください。



1. 危険物取扱者試験

- ☑ 危険物取扱者試験は、1年間に約35万7千人が受験しています。(令和6年度)
- ☑ 受験申請は、いつでも簡単、便利な電子(インターネット)申請をご利用ください。

危険物取扱者とは

消防法で定められている数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設では、必ず危険物取扱者を置かなければなりません。

◆危険物の種類

- 第1類 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物、亜塩素酸塩類などの酸化性固体
- 第2類 硫化りん、赤りん、硫黄、鉄粉、金属粉、マグネシウムなどの可燃性固体
- 第3類 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りんなどの自然発火性物質又は禁水性物質
- 第4類 ガソリン、アルコール類、灯油、軽油、重油、動植物油類などの引火性液体
- 第5類 有機過酸化物、硝酸エステル類、ニトロ化合物などの自己反応性物質
- 第6類 過塩素酸、過酸化水素、硝酸などの酸化性液体

危険物取扱者免状は、取り扱える危険物の種類に応じて、甲・乙・丙の3種類に分類されます。

- 甲種** 全類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督
- 乙種** 免状に指定する種類の危険物の取扱い・定期点検・保安の監督
- 丙種** 第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油等の指定された危険物の取扱い・定期点検

※甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会えば、免状を持たない者も立ち合い者が保有する資格の種類に応じた危険物を取り扱うことができます。

危険物取扱者試験について

◆受験資格

甲種

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等で化学に関する学科、課程を修めて卒業した方、又はこれに準ずる学力を有すると認められる方
- (2) 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において2年以上の危険物取扱いの実務経験を有する方
- (3) 次の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている方
 - (ア) 1類又は6類 (イ) 2類又は4類 (ウ) 3類 (エ) 5類

※甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類が必要となります。

◆試験の方法

筆記試験	甲種・乙種／五肢択一式 丙種／四肢択一式
実技試験	なし
試験時間	甲種／2時間30分 乙種／2時間 丙種／1時間15分

※試験科目の一部が免除される方の試験時間は、免除される問題の数に応じて短縮されます。

乙種・丙種

誰でも受験できます(受験資格はありません)。

資格を活かせる主な業種

甲種危険物取扱者免状

全ての種類の危険物について高度な知識を有する者として、危険物の取扱いが必要なあらゆる場面において、安全確保の中心的な立場として活躍することが期待されます。また、その関連業種は多岐にわたります。

乙種危険物取扱者免状

種別	危険物を用いる主な製品	主な業種
第1類 (酸化性固体)	除草剤、殺虫剤、肥料、金属表面処理剤	塗料工業、アンモニア工業、医薬品工業、肥料工業
第2類 (可燃性固体)	ゴム加硫剤、医薬品・農薬等の原料	合成高分子化学工業、医薬品工業、金属工業
第3類 (自然発火性物質 及び禁水性物質)	電池、合金、染料、石灰窒素	金属工業、アンモニア工業、肥料工業
第4類 (引火性液体)	自動車燃料、非常用発電機燃料 暖房用燃料、航空燃料、潤滑油、溶剤、塗料	石油化学工業、自動車修理業 燃料小売業(ガソリンスタンド等) 燃料輸送業(タンクローリー等) 食品化学工業、塗装業
第5類 (自己反応性物質)	ダイナマイト、染料、農薬、医薬品	医薬品工業、エネルギー工業
第6類 (酸化性液体)	紙・パルプ漂白剤、医薬品、肥料	紙・パルプ工業、医薬品工業、化学肥料工業

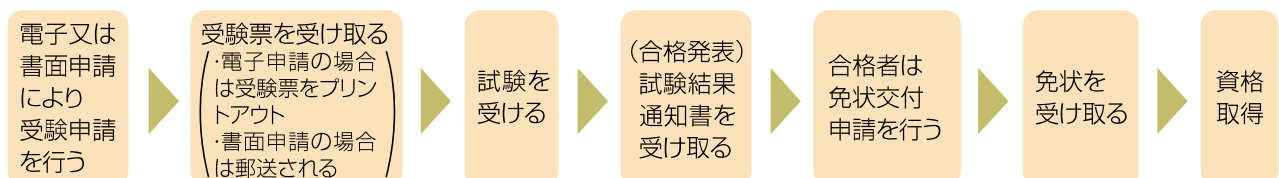
丙種危険物取扱者免状

第4類の危険物のうち、ガソリン、灯油、軽油、重油等の指定された危険物	自動車燃料、灯油、ボイラー燃料、潤滑油	燃料小売業(ガソリンスタンド等) 燃料輸送業(タンクローリー等)
------------------------------------	---------------------	-------------------------------------

他にもこんな業種・事業所で役立つ

自動車製造業、機械工業、化粧品業、農業(農薬・肥料)、福祉・医療関係施設、研究機関、教育機関、ビル管理業務、防火管理業務、警備業務、デパート、スーパーマーケット、大型量販店、ホテル・旅館、消防、警察、自衛隊、油槽所、トラックターミナル、倉庫業、運送業、内装業、クリーニング業

資格取得までのプロセス



試験日程、試験実施場所、受験資格の詳しい内容等については、当センターホームページをご覧ください。各支部等へお問い合わせください。

2. 消防設備士試験

- ☑ 消防設備士試験は、1年間に約11万6千人が受験しています。(令和6年度)
- ☑ 受験申請は、いつでも簡単、便利な電子(インターネット)申請をご利用ください。

消防設備士とは

劇場、デパート、ホテルなどの建物は、その用途、規模、収容人員に応じて屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置が法律により義務付けられており、それらの工事、整備を行うには、消防設備士の資格が必要です。

消防設備士が工事・整備を行う消防用設備等



消防法に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事・整備を行うことができる者を消防設備士といい、甲・乙の2種類の資格があります。

- 甲 種** 消防用設備等又は特殊消防用設備等(特類の資格者のみ)の工事・整備
- 乙 種** 消防用設備等の整備

※工事・整備のできる消防用設備等は、免状に記載される「甲種1類」、「乙種4類」などの種類に対応したものです。

消防設備士試験について

◆受験資格

甲種特類

甲種第1類から第3類までのうちいずれか一つ以上、かつ、甲種第4類及び甲種第5類の両方の免状の交付を受けている方

甲種(特類以外)

- (1) 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校で機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した方
- (2) 乙種消防設備士免状の交付を受けた後、2年以上工事整備対象設備等の整備の経験を有する方
- (3) 上記(1)、(2)に準ずる知識及び技能を有すると認められる方

※甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類が必要となります。

乙 種

誰でも受験できます。

◆試験の方法

筆記試験	四肢択一式
実技試験	写真・イラスト・図面などによる記述式
試験時間	甲種特類／2時間45分 甲種(特類以外)／3時間15分 乙種／1時間45分

※1 試験科目の一部が免除される方の試験時間は、免除される問題の数に応じて短縮されます。

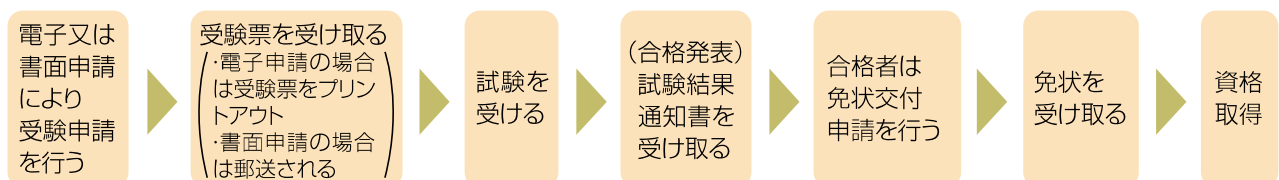
※2 甲種特類については、実技試験がありません。

資格を活かせる主な業種と具体的な職務内容

消防設備士の種類及び対象設備	
甲種特類	特殊消防用設備等(従来の消防用設備等に代わり、総務大臣が当該消防用設備等と同等以上の性能があると認定した設備等)
甲種第1類、乙種第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
甲種第2類、乙種第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
甲種第3類、乙種第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
甲種第4類、乙種第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
甲種第5類、乙種第5類	金属製避難はしご(固定式のものに限る。)、救助袋、緩降機
乙種第6類	消火器
乙種第7類	漏電火災警報器

主な業種	具体的な職務内容
<ul style="list-style-type: none"> ●消防設備業 ●給排水設備業 ●電気工事業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に係る施工管理、保守、受託 3 消防用設備等の電気工事、給排水工事に係る設置計画、工事、整備、点検
<ul style="list-style-type: none"> ●建築士 ●建築施工管理 ●建築業 ●設備設計 	<ol style="list-style-type: none"> 1 確認申請時における消防用設備等の設置に関わる書類作成 2 工事現場における消防用設備等の設置計画、施工管理 3 各種届出書類や図面の作成 4 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の適合性の判定
<ul style="list-style-type: none"> ●不動産管理業務、取引業務 ●防火管理業務 	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物に設置する又は既に設置されている消防用設備等の管理、設置計画、工事、整備、点検 2 上記1に関する施工管理、適合性の判定 3 消防用設備等の操作
<ul style="list-style-type: none"> ●危険物製造、貯蔵、運搬、販売業 	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物施設の管理 2 危険物施設に設置する又は既に設置されている消防用設備等の設置計画、工事、整備、点検
<ul style="list-style-type: none"> ●消防 ●技術職公務員 ●教職員 	<ol style="list-style-type: none"> 1 知識を活かした立入検査業務や火災予防業務、施設管理への従事 【例】防火対象物の立入検査、防火対象物に係る各種届出審査や検査 消防設備士や消防用設備等の工事現場への助言、指導 2 消防用設備等の設置計画、工事、整備、維持、点検 3 消防設備士の資格取得を目指す生徒への指導、助言
<ul style="list-style-type: none"> ●防災コンサルタント 	災害時における消防用設備等に関する指導、助言

資格取得までのプロセス



試験日程、試験実施場所、受験資格の詳細な内容等については、当センターホームページをご覧ください。各支部等へお問い合わせください。

3. 危険物取扱者・消防設備士免状の交付等

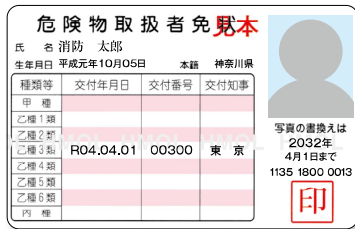
免状の交付・書換え・再交付の種類

(1) 新規免状の交付
試験に合格された方は、免状の交付申請をしてください。

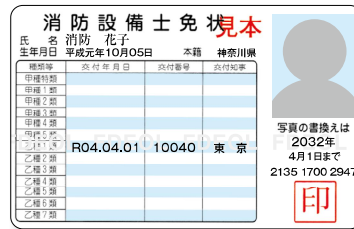
(2) 本籍等の書換え
免状記載事項(本籍、氏名等)に変更が生じた場合は、速やかに書換えをしてください。

(3) 写真の書換え
法令の定めにより免状の写真は10年以上ごとに更新が必要です。

(4) 免状の再交付
免状を亡失、滅失、汚損又は破損した場合は再交付申請をすることができます。



危険物取扱者免状



消防設備士免状

免状交付・書換え・再交付の申請方法

(1) 新規免状の交付

申請先	受験した各道府県の当センター支部に申請してください。 東京都の場合は、中央試験センターに申請してください。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 免状交付申請書及び試験結果通知書 ※免状交付申請書と試験結果通知書は切り離さないでください。 ※試験日後6ヶ月以上経過して申請する場合は、新たに写真1枚が必要になります。 ② 既得免状(現に交付を受けている危険物取扱者免状又は消防設備士免状をお持ちの方) ③ 新たに交付された免状を郵送で希望される方は、免状を受け取るための送付用封筒 ・封筒の形状 定形封筒(長さ14cm~23.5cm、幅9cm~12cm)としてください。 ・封筒の表面には郵便番号、住所、氏名を記入し、簡易書留郵便料金の切手を貼付し、裏面の下部に受験番号を記入してください。 ※窓口で直接受領を希望される方は、事前に申請する各道府県の当センター支部又は申請先が東京都の場合は、中央試験センターへお問い合わせください。

※免状申請に係る手数料について、各申請ごとに所定の手数を納付してください。また、納付の方法については、収入証紙、納付書及び現金等、都道府県により異なりますので、詳しくは、各道府県の当センター支部又は申請先が東京都の場合は、中央試験センターへお問い合わせください。

(2) 本籍等の書換え

申請が 必要な 記載 の変更	<ul style="list-style-type: none"> ① 氏名(旧姓併記を希望する場合があります。) ② 本籍(同一都道府県内の変更は除きます。) ③ 生年月日
申請先	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住地又は勤務地の道府県の当センター支部 ② 免状の交付を受けた道府県の当センター支部 ③ 居住地又は勤務地あるいは免状の交付を受けた場所が東京都の場合は、中央試験センター(東京都内の消防署(稲城市、島しょ地域を除きます。))でも扱いますが、時間を要します。)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 「危険物取扱者免状 書換・再交付申請書」又は「消防設備士免状 書換・再交付申請書」 ② 既得免状(現に交付を受けている危険物取扱者免状又は消防設備士免状をお持ちの方) ③ 書換え事由を証明する書類(旧姓併記を希望される方は、旧姓がわかる公的機関が発行した書類) ④ 書換えされた免状を郵送で希望される方は、免状を受け取るための送付用封筒 ※(1)新規免状の交付③と同じ。

(3) 写真の書換え

申請先	<ul style="list-style-type: none"> ① 居住地又は勤務地の道府県の当センター支部 ② 免状の交付を受けた道府県の当センター支部 ③ 居住地又は勤務地あるいは免状の交付を受けた場所が東京都の場合は、中央試験センター(東京都内の消防署(稲城市、島しょ地域を除きます。))でも扱いますが、時間を要します。)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 「危険物取扱者免状 書換・再交付申請書」又は「消防設備士免状 書換・再交付申請書」 ② 写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm、正面、無帽(宗教上、医療上の理由のある場合を除く。)、無背景、上三分身像又はパスポート規格、申請前6ヶ月以内に撮影したもので裏面に撮影年月日、氏名と年齢を記入してください。) ③ 既得免状(現に交付を受けている危険物取扱者免状又は消防設備士免状をお持ちの方) ④ 書換え後、新たに交付された免状を郵送で希望される方は、免状を受け取るための送付用封筒 ※(1)新規免状の交付③と同じ。

(4) 免状の再交付

申請先	<ul style="list-style-type: none"> ① 免状の交付を受けた道府県の当センター支部 ② 書換えをしたことのある道府県の当センター支部 ③ 東京都で免状の交付又は書換えをした場合は、中央試験センター(東京都内の消防署(稲城市、島しょ地域を除きます。))でも扱いますが、時間を要します。)
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 「危険物取扱者免状 書換・再交付申請書」又は「消防設備士免状 書換・再交付申請書」 ② 現に交付を受けている破損、汚損した免状 ③ 写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm、正面、無帽(宗教上、医療上の理由のある場合を除く。)、無背景、上三分身像又はパスポート規格、申請前6ヶ月以内に撮影したもので裏面に撮影年月日、氏名と年齢を記入してください。) ④ 本人確認のため、運転免許証、パスポート等の写しを提供いただく場合があります。事前に申請する道府県の当センター支部又は中央試験センターへ連絡してください。 ⑤ 再交付される免状を郵送で希望される方は、免状を受け取るための送付用封筒 ※(1)新規免状の交付③と同じ。

4. 予防技術検定

☑ 受検申請は、電子申請のみとなります。(書面で申請はありません。)

予防技術検定とは

予防技術検定は、「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年消防庁告示第13号)に基づき、消防本部及び消防署等における予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したものです。

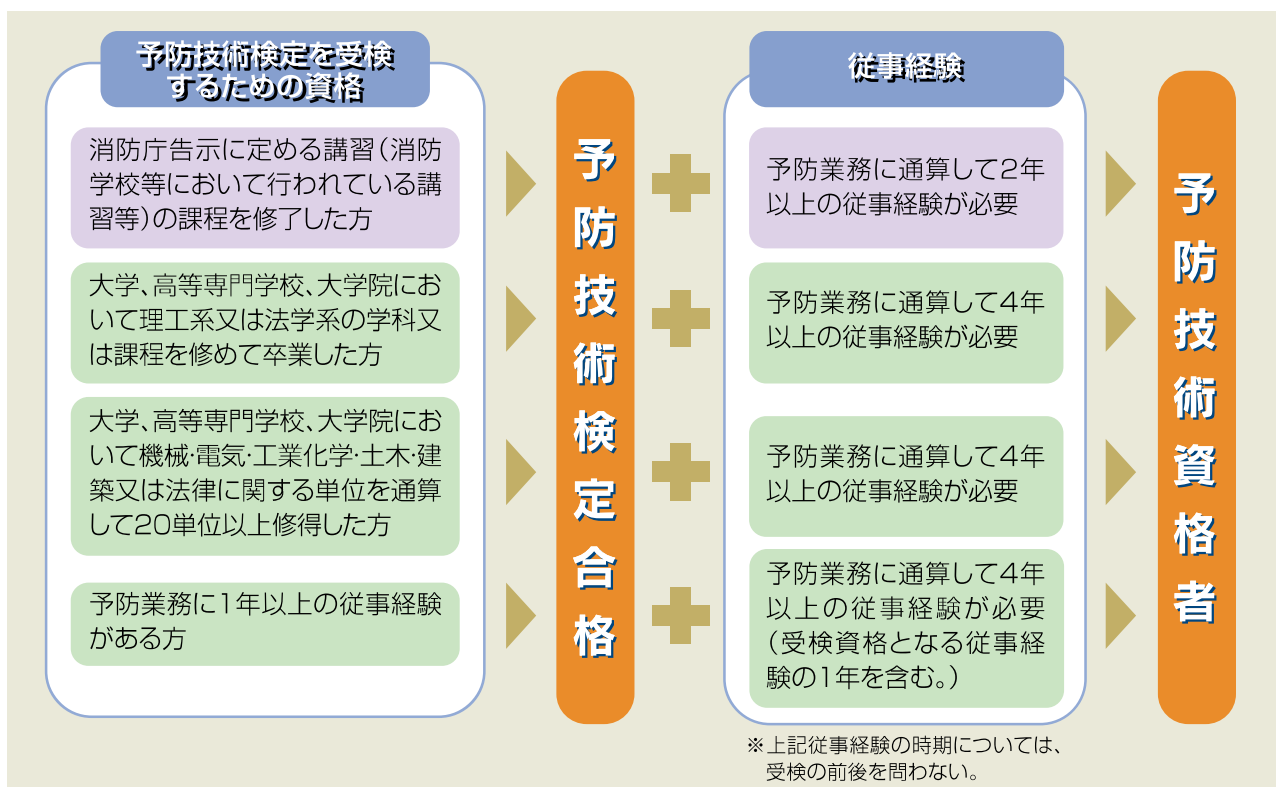
毎年1回、各都道府県に検定会場を設けて一斉に実施しています。

予防技術資格者とは

予防技術資格者は、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官により定められている資格です。

予防技術検定の合格と一定期間以上の火災予防業務の従事経験をその要件としています。

受検資格と予防業務の従事経験



検定実施内容

- ◆**検定区分**
「防火査察」、「消防用設備等」及び「危険物」の区分ごとに実施します。
- ◆**検定科目**
共通科目(10問)及び専攻科目20問で実施します。
過去にいずれかの検定区分で合格し、予防技術検定合格証明書がある場合は、共通科目(10問)の免除が受けられます。
- ◆**検定方法**
四肢択一式で行います。(マークシート方式)

5. 消防試験研究センターの概要

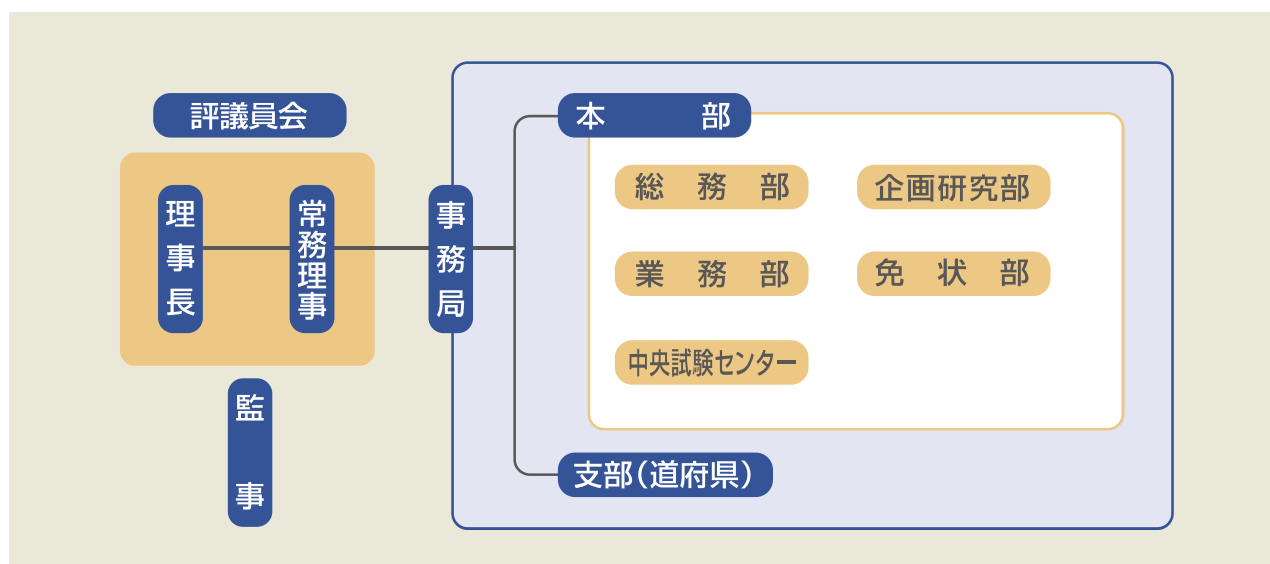
一般財団法人消防試験研究センターは、昭和59年10月に設立され、同年12月に消防法に定める指定試験機関の指定を受け、昭和60年度から消防法に基づく危険物取扱者試験及び消防設備士試験を実施しています。

また、昭和63年度からは、各都道府県知事から委託を受けて同試験の合格者に対する免状の作成業務等も行っています。さらに平成17年度からは、消防力の強化を図る観点から予防技術検定も実施しています。

業 務

- 1 危険物取扱者及び消防設備士の試験実施業務
- 2 予防技術検定の実施業務
- 3 危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務
- 4 調査研究・広報業務

組 織 図



沿 革

昭和59年(1984)	10月 12月	財団法人消防試験研究センターの設立 消防法の規定に基づき、センターが危険物取扱者試験及び消防設備士試験の指定試験機関に指定
昭和60年(1985)	4月	消防法に基づく危険物取扱者及び消防設備士の試験業務開始
昭和63年(1988)	4月	都道府県知事から委託を受けて、危険物取扱者及び消防設備士の免状作成業務等開始
平成 8年(1996)	4月	全支部で業務情報システム及び免状データベースの本格運用開始
平成17年(2005)	4月	高度情報セキュリティ対策を強化した全国ネットワーク型業務情報システムの運用開始
平成18年(2006)	3月	消防力の整備指針に基づく予防技術検定開始
平成22年(2010)	4月	電子(オンライン)による受験申請受付開始
平成25年(2013)	4月	一般財団法人への移行

広 報

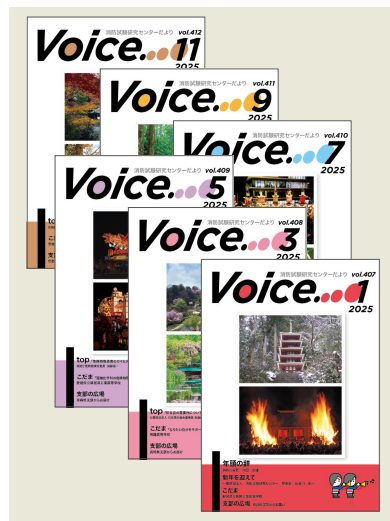
各試験のPRや受験者サービス等の向上を図るため、ポスター、パンフレット、ホームページ、広報誌等の各種の広報媒体を活用して試験案内等の情報提供などの広報活動を行っています。

(1) 広報誌「Voice.」の発行

消防行政に造詣の深い方からの寄稿、高校等の試験への取組み、試験合格者による体験談、消防関係の調査研究、各都道府県での試験の実施状況等を掲載内容として隔月(奇数月)の年6回発行しています。当センターのホームページにも掲載しています。

(2) 資格制度に関する広報

危険物取扱者試験と消防設備士試験の内容、資格の必要性や危険物取扱者、消防設備士の行う業務について解説したパンフレット、ポスター及びDVDを作成し、高校、大学、関係機関及び事業所等に配布し、PRに努めています。



(3) センターのホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

インターネット上にホームページを開設し、センターの紹介、業務の概要、試験案内、受験申請方法などについての記事を掲載するなど、親しまれるホームページとして工夫を行い、広報メディアとして活用しています。

① 電子申請の案内

試験の受験申込方法としてインターネットによる電子申請を導入しており、その利用手続きの案内、受験申込みを掲載

② 試験関連情報の提供

- ・危険物取扱者・消防設備士の役割、全国の試験実施日程、受験案内を掲載
- ・予防技術検定制度の概要、実施日程、受験会場、受験案内を掲載

③ 合格者受験番号の掲示

合格発表の公示日の正午からホームページ上に合格者の受験番号を掲示

④ 緊急情報の提供

台風や地震等の自然災害による試験の延期や中止が生じた場合、受験者に対する「緊急のお知らせ」としてその情報を迅速に掲載

⑤ 過去に出題された問題の公開

危険物取扱者及び消防設備士として習得すべき知識、技能の目安を示すことを目的に、過去に出題された問題の一部を掲載

⑥ 免状関連情報の提供

危険物取扱者及び消防設備士の免状の新規交付、本籍等の書換え、写真の書換え及び再交付の申請手続き等について掲載

⑦ よくある質問コーナーの掲示

危険物取扱者試験、消防設備士試験、電子申請、免状の交付・書換えに関し、よくある質問とその回答を掲載

⑧ 支部等のページ

中央試験センター、各支部からの、各支部等実施の試験に関する緊急連絡、お知らせ、連絡先等を掲載



スマートホン用トップページイメージ



ホームページ
QRコード

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

問い合わせ先一覧

※住所及び電話番号等変更になることがありますので、その際は当センターホームページにて御確認ください。

(2026年4月1日現在)

北海道支部 〒060-8603	TEL. 011-205-5371 FAX. 011-205-5373 札幌市中央区北5条西6-2-2 札幌センタービル12階	滋賀県支部 〒520-0806	TEL. 077-525-2977 FAX. 077-521-7904 大津市打出浜2-1 コラボしが21 4階
青森県支部 〒030-0802	TEL. 017-722-1902 FAX. 017-722-1909 青森市本町1-2-15 ユニバース青森ビル5階	京都府支部 〒602-8054	TEL. 075-411-0095 FAX. 075-411-0096 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館3階
岩手県支部 〒020-0015	TEL. 019-654-7006 FAX. 019-622-0922 盛岡市本町通1-9-14 MEZY本町通ビル5階	大阪府支部 〒540-0012	TEL. 06-6941-8430 FAX. 06-6943-0316 大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館・大同生命ビル6階
宮城県支部 〒981-8577	TEL. 022-276-4840 FAX. 022-276-4841 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎5階	兵庫県支部 〒650-0024	TEL. 078-385-5799 FAX. 078-385-5466 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階
秋田県支部 〒010-0001	TEL. 018-836-5673 FAX. 018-836-5672 秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館6階	奈良県支部 〒630-8115	TEL. 0742-32-5119 FAX. 0742-32-5120 奈良市大宮町5-2-11 奈良大宮ビル5階
山形県支部 〒990-0041	TEL. 023-631-0761 FAX. 023-634-4665 山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	和歌山県支部 〒640-8137	TEL. 073-425-3369 FAX. 073-425-1996 和歌山市吹上2-1-22 日赤会館6階
福島県支部 〒960-8043	TEL. 024-524-1474 FAX. 024-524-1475 福島市中町4-20 エスケー中町ビル2階	鳥取県支部 〒680-0011	TEL. 0857-26-8389 FAX. 0857-24-1052 鳥取市東町1-271 鳥取県庁第2庁舎8階
茨城県支部 〒310-0852	TEL. 029-301-1150 FAX. 029-301-6611 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル4階	島根県支部 〒690-0886	TEL. 0852-27-5819 FAX. 0852-25-8242 松江市母衣町55番地 島根県林業会館2階
栃木県支部 〒320-0032	TEL. 028-624-1022 FAX. 028-624-1658 宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館2階	岡山県支部 〒700-0824	TEL. 086-227-1530 FAX. 086-227-1533 岡山市北区内山下2-11-16 小山ビル4階
群馬県支部 〒371-0854	TEL. 027-280-6123 FAX. 027-280-6124 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル5階	広島県支部 〒730-0013	TEL. 082-223-7474 FAX. 082-223-7472 広島市中区八丁堀14-4 JEI広島八丁堀ビル9階
埼玉県支部 〒330-0062	TEL. 048-832-0747 FAX. 048-825-0748 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館2階	山口県支部 〒753-0072	TEL. 083-924-8679 FAX. 083-924-8694 山口市大手町7-4 KRYビル5階(県庁前)
千葉県支部 〒260-0843	TEL. 043-268-0381 FAX. 043-268-0382 千葉市中央区末広2-14-1 ワクポビル3階	徳島県支部 〒770-0943	TEL. 088-652-1199 FAX. 088-652-1282 徳島市中昭和町1-3 山一興業ビル4階
中央試験センター (東京都) 〒151-0072	TEL. 03-3460-7798 FAX. 03-3460-7799 渋谷区幡ヶ谷1-13-20	香川県支部 〒760-0066	TEL. 087-823-2881 FAX. 087-823-2887 高松市福岡町2-2-2 香川県産業会館4階
神奈川県支部 〒231-0015	TEL. 045-633-5051 FAX. 045-222-3051 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル7階	愛媛県支部 〒790-0011	TEL. 089-932-8808 FAX. 089-935-4484 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階
新潟県支部 〒950-0965	TEL. 025-285-7774 FAX. 025-211-7011 新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ7階	高知県支部 〒780-0823	TEL. 088-882-8286 FAX. 088-882-0043 高知市菜園場町1-21 四国総合ビル4階401号
富山県支部 〒939-8201	TEL. 076-491-5565 FAX. 076-491-6000 富山市花園町4-5-20 富山県防災センター2階	福岡県支部 〒812-0034	TEL. 092-282-2421 FAX. 092-282-2422 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階
石川県支部 〒920-0031	TEL. 076-264-4884 FAX. 076-232-2171 金沢市広岡2-13-23 AGSビル1階	佐賀県支部 〒840-0826	TEL. 0952-22-5602 FAX. 0952-29-8359 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階
福井県支部 〒910-0003	TEL. 0776-21-7090 FAX. 0776-21-7979 福井市松本3-16-10 福井県福井合同庁舎5階	長崎県支部 〒850-0032	TEL. 095-822-5999 FAX. 095-822-4655 長崎市興善町6-5 興善町イーストビル5階
山梨県支部 〒400-0026	TEL. 055-253-0099 FAX. 055-253-0199 甲府市塩部2-2-15 湯村自動車学校内	熊本県支部 〒862-0976	TEL. 096-364-5005 FAX. 096-372-2973 熊本市中央区九品寺1-11-4 熊本県教育会館4階
長野県支部 〒380-0837	TEL. 026-232-0871 FAX. 026-237-9310 長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター1階	大分県支部 〒870-0034	TEL. 097-537-0427 FAX. 097-538-2430 大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビルディング5階
岐阜県支部 〒500-8384	TEL. 058-274-3210 FAX. 058-275-4546 岐阜市藪田南1-5-1 第2松波ビル1階	宮崎県支部 〒880-0805	TEL. 0985-22-0239 FAX. 0985-32-0748 宮崎市橘通東2-7-18 大淀開発ビル4階
静岡県支部 〒420-0034	TEL. 054-271-7140 FAX. 054-271-7284 静岡市葵区常磐町1-4-11 杉徳ビル4階	鹿児島県支部 〒890-0064	TEL. 099-213-4577 FAX. 099-285-1255 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル3階
愛知県支部 〒453-0016	TEL. 052-433-7707 FAX. 052-433-7708 名古屋市中村区竹橋町36-31 2階	沖縄県支部 〒900-0029	TEL. 098-941-5201 FAX. 098-941-5202 那覇市旭町116-37 自治会館6階
三重県支部 〒514-0002	TEL. 059-226-8930 FAX. 059-225-6736 津市島崎町314 島崎会館1階	本 部 〒100-0013	TEL. 03-3597-0220 FAX. 03-5511-2751 千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞ヶ関ビル19階



一般財団法人
消防試験研究センター

JAPAN FIRE ENGINEERING QUALIFICATION CENTER

〒100-0013 千代田区霞が関1-4-2
大同生命霞が関ビル19階

TEL 03-3597-0220
FAX 03-5511-2751

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



センターHP

電子申請はこちら▶
試験日程、手続き等については、センターHPで確認してください。

